

医療ビジネス観光福祉専門学校 学則

第6章 成績評価、課程の修了及び進級、卒業の認定

(卒業)

第29条 各学年の教育課程の修了は学生の平素の成績を評価し、かつ学年末試験を行い、学生が本校所定の全教育課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

2. 卒業は卒業認定会議を経て校長が認定する。
3. 卒業の条件に関しては進級の条件を満たす者とする。
4. 前項において、卒業と認められる者のうち、文部科学大臣が認める商業専門課程、医療ビジネス学科、観光学科を修了した者には専門士（商業専門課程）の称号を授与し、教育・社会福祉専門課程、介護福祉学科を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。